

## 取扱い 1（農村集落基盤再編・整備事業）

### 第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の実施の取扱いについては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）

（以下この別紙において「交付要綱」という。）別紙 6 運用 1 農村集落基盤再編・整備事業によるほか、この取扱いによる。

### 第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 1 から第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 17 号まで及び様式 1 から 2 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 2 (1) ウの規定及び第 3 の 1 (3) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

|               |                                                                      |                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第 1 の柱書き      | 実施要領別紙 4－1 運用 1                                                      | 交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1        |
| 第 1 の 1 (2) ア | 都道府県道                                                                | 沖縄県内の区域にある県道                                                 |
| 第 1 の 2 (1) ウ | 関係都道府県                                                               | 沖縄県                                                          |
| 第 1 の 5 (1)   | （北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業 | が特に必要と認める事業                                                  |
| 第 1 の 5 (2) イ | 実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの（オ）に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用                       | 交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 農業用水保全の森づくり事業に係る運用 |
| 第 3 の 1 (3)   | 都道府県営事業                                                              | 県営事業                                                         |
| 別記様式第 4 号     | 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿                                                 | 内閣府沖縄総合事務局長 殿                                                |
| 別記様式第 5 号     | 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿                                                 | 内閣府沖縄総合事務局長 殿                                                |
|               | 実施要領別紙 4－1 運用 1 第 7 に基づき                                             | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 第 2 において準用す                         |

|          |                                                 |                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                 | る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第７に基づき                                                    |
| 別記様式第６号  | 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿                            | 内閣府沖縄総合事務局長 殿                                                                     |
|          | 農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の３〔第５の４〕に基づき | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の２及び同交付要綱別紙６運用１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第５の３〔第５の４〕に基づき |
| 別記様式第７号  | 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿                            | 内閣府沖縄総合事務局長 殿                                                                     |
|          | 農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の５に基づき       | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の２及び同交付要綱別紙６運用１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第５の５に基づき       |
| 別記様式第１２号 | 実施要領別紙４－２取扱い１第３の５の（５）に基づき                       | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第３の５の（５）に基づき             |
| 別記様式第１４号 | 実施要領別紙４－２取扱い１第４の５の規定により                         | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第４の５の規定により               |
| 別記様式第１７号 | 農林水産省〇〇農政局長<br>国土交通省北海道開発局長<br>経由               | 内閣府沖縄総合事務局長 経由                                                                    |
|          | 実施要領別紙４－２取扱い１第４の８の規定により                         | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第４の８の規定により               |